

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2024年7月12日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
事務局：080-4865-3159（稲垣） idogawasasacrukai@yahoo.co.jp
Web：<http://idogawasupport.sub.jp/>

No. 29

かわら版編集：080-1101-8072（沼尾） 写真：（沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

私は今まで、反原発活動の「なくそう原発新潟市民ネット」の一員として、毎週金曜日に活動してました。今日は雑誌「週刊金曜日」の記事を見て、東京まで行こうかと思ってやってきました。まあ、原発なんてのは非人道的な施設であり、被爆労働する人間がいなければ運転できない、非人道的な代物なんであり、でまた、避難計画を考えなければ運転できないような代物なんです。そもそも避難計画を考えなければならぬような発電所なんか、即刻やめるべきなんだと私は思います。

（五十嵐政晴さん・4月17日東京地裁事前集会）



〔私の主張〕	ご挨拶&トラップ現象について……………原告 井戸川克隆	2
〔論 考〕	被害放置をとめるため、事実共有の輪をどんどん広げたい……富山大学 林 衛	6
〔事前集会〕	～避難計画必要とする発電所は、即刻やめるべき～ なくそう原発・新潟市民ネット 五十嵐政晴	9
〔報告集会〕	ご挨拶……………木村 結	14
	井戸川裁判(福島被ばく訴訟)第28回口頭弁論に参加して……………富塚元夫	15
〔アンケート紹介〕	口頭弁論・報告集会（4月24日）、あしがき……………	16
〔漫画〕	事故は終わっていない……………常夏さわや	19
	第29回口頭弁論期日（7月17日）のお知らせ……………	20

ご挨拶 & トラップ現象について

原告 井戸川克隆

ご 挨 拶



4月24日 報告集会にて

去る4月24日は雨天にも関わらず大勢の方に法廷と報告集会においでいただき、心から感謝申し上げます。本人裁判2回目でしたが、傍聴席が埋まるように大勢の支援者の参席に、法廷の原告席から心強く拝見させていただきました。1回目は要旨の朗読はしませんでしたでしたが、今回は3つの準備書面を提出しましたので、3つの要旨の陳述を行いました。時間が20分と制限されましたので、5分、10分、5分に分けたので、早口になり、よく聞き取れなかったと思います。次回は工夫をしてみます。次回の口頭弁論には、さらに多くの傍聴者の皆様のご来場をお待ちしております。

「トラップ現象」について

原告が昔、設備工事業をやっていた時、トラップを利用していた。排水管から臭気やネズミなどが施設内に入らないように、トラップという水たまりを設けていた。この水たまりの形状には、U、P、S型があり、用途・形状に合わせて使っていた。皆さんの周りには必ず付いていて、不快な思いを感じさせていない。

原発事故を天災だと、簡単に終わらせることができない理由がある。それは、福島原発が地

震・津波ごときで、簡単に壊れる装置だったということだ。

さて、原告はトラップ現象（一見目には見えないワナ、落とし穴、計略、策略等の欺罔、奸さの実態）の被害を、裁判で主張しているのです。

トラップ現象を以下に具体的に例示すると

1 排 除

排除を簡単に言うと、野球の試合に都合の悪い対戦相手を、球場に入れないで試合をしている状態をいう。A球団（原告ら発電所所在町）とB球団（被告側）の試合を例示した場合、球場にはC（原子力功利主義者）がB球団のために陣取りをしていて、A球団がいない球場では、審判（政治・行政・組合）とB球団だけで試合を行っている状態にしていることをいう。

町の議会の定例会で、定刻に議場に町執行部局が着席していて、議員席には誰もいない状態で、議長が開会を宣言した場合、不調であり、そもそもあり得ないことである。又、その逆もあり得ないことであることは、だれにでもわかる。

しかし、被告東電の事故では、いわゆるA球団（原告ら発電所所在町）は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「本件事故」という）発生以来、A球団はあらゆる決定会議の全てに参加させられていないのが実態である。

今の発電所周辺自治体は、事故の被災当時者集団（債権者）なのに、被害の弁償を請求する権利がありながら、それぞれの自治体の長は住民の救済を省いてしまい、復興などと嘯っている始末になっている。

排除されている被災者は、発電所周辺自治体の住民なのだが、自分たちのフィールド（居住地）を奪われ、トラップ現象で僅少な賠償金で騙されて天を仰いでいる。

2 騙 し

騙しの実態とは、事故前の「約束」を覆い隠して、「ウソ」で現在に至っていることの全てをいう。

先ず、被告東電は何があっても運転を「止める」、そして核燃料を「冷やす」、次に放射性物質を「閉じ込める」という公約を守れなかったことを、「想定外」という文句で約束違反を逃れようとしている。「想定外」と言えるのは、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」が「ウソ」だったという、発電所周辺自治体の住民である。

なぜ、このような大ウソがまかり通るのかといえば、その原点は教育にあるようだ。子供が物心ついたときには、親が必ず言う言葉に「先生の言うことを聞きなさい」がある。本件事故に際して一番先に登場したのは、100ミリシーベルトおじさんのミスター山下俊一である。これが、福島県民の放射能の恐怖心を抑えることにつながった。しかし、100ミリシーベルト以下は、放射線障害がないという証拠は、この世に存在していないことは、専門家には周知の事実である。

ではなぜ、山下俊一の言葉を信じたのかといえば、彼は「先生」だったから、夥しい放射能

の環境に留まるよう、福島県民は騙されてしまった。事実、原告の兄弟、親戚たちも山下俊一「先生」に洗脳されている。この「先生」を招聘したのは、佐藤雄平福島県知事だから始末が悪い。この先生を、福島県内に案内して回ったのは、時の企画調整部長だったから、なお始末が悪い。

3 ドロボウ

ドロボウをここでは、単純な物取りをいうのではなく、「決定の場の喪失」をいう。本件事故に際して、ドロボウに分類するのは、「正確な情報の共有」を奪い去った者たちである。更に「対話と合意」をドロボウし、だれかが、だれかと、どこかで決めたことを押し付けている行政をいう。

ドロボウの正体を地方公共団体（主に福島県）とみている。なぜ、地方公共団体と決めつけるのかといえば、災害関係法に定められている「**住民の生命、身体及び財産を災害から保護しなさい**」と義務付けられていることを、裏切って、加害者側に寝返っている姿から判断している。更に、本件事故の本質の「**騙し**」に目を閉じて、災害の実態を究明しないで「**トラップ現象**」を見過ごして、我慢と苦役を住民に与えている現状は、原告から鑑みるとその正体は地方公共団体に行き着く。

放射能は猛毒である、核種には千億年の半減期のものがあることを、公言しないで加害者側の「**トラップ現象**」に寄り添い、住民たちを被ばくさせている地方公共団体は、住民の健康権をドロボウしている。

4 陰 謀

菅直人政府災害対策本部長は権限の一部を、池田元久政府現地災害本部長に委任しなかった。本件事故前の防災訓練では、必ず、権限の一部の委任が行われてきた。

本件最大の陰謀は、原子力発電所の異常事態発生に際して対応する施設の、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内に設けることになっていた「**原子力災害合同対策協議会**」に、原告ら6町を参集させなかったことである。

このことは、原子力産業の存続を意図するために、事故前から辛口の原告の排除が必要だった為と考えている。

5 裏 切 り

福島県は、原子力発電所の異常事態発生に際して対応する施設の、緊急事態応急対策拠点施設内（オフサイトセンター）に設けることになっている、「**福島県原子力災害現地対策本部**」（ここでは、福島県副知事が主催し、発電所周辺自治体の広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の副町長が参加することになっている。）を、福島県の独断で開催しなかった。

このため、発電所周辺自治体の広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町は、発電所で何が起きているか全く知ることができなかった。発電所周辺自治体が何も知らないという

ことは、住民には何も知らされていないということで、本件事故では、法とマニュアルを役立てることができなかったのである。

上記の行為による県民の被害は、①SPEEDI情報を止める、②ヨウ素剤の予防服用を止める、③緊急時環境放射線モニタリングの生データの周知を止める、④スクリーニング検査基準を計測器の上限まで引き上げる（針が振り切れて10万cpm 以上は測れない状態）、⑤県民健康調査を偽装すること等を、惹起させるためであることが、本件事故前の法、並びにマニュアルと比べると、違法がよく判別できる。

6 責任転嫁

責任転嫁は、日本のあらゆるところで常時発生しているが、国民は内向的なので、反発することなく受け入れてしまう。

災害が発生するといち早く、マスコミがボランティア活動を煽る。この陰でほくそ笑んでいるのは、災害関係省庁と地方公共団体である。能登半島沖地震では、最初に国土交通大臣と石川県知事の檄を見ていないのが、日本のおかしさである。普段は、上位に構えているが、いざというときには、陰でボランティア活動を扇動しているのは、責任回避と任務懈怠をしている証拠である。

原発事故から緊急事態対応の仕組みの「不作為」を学ばないと、いずれ、皆さんも原告ら原発棄民、及び能登半島の人々と、同じ扱いをされることを、ご忠告しておきます。

責任転嫁の見本は、国民の「自助」を煽り、苦役を美化にマスコミが扇動する「トラップ現象」にある。公論・口論と自決を嫌う日本人は、この先、限りなく他力本願が進化し、自ら進んでトラップ現象にハマり、悪徳の栄える国にされてしまうことがとても心配だ。

7 今の発電所周辺の住民は

2極化している。意識と無意識に二分されており、意識のある者は帰還を躊躇しており、無意識の者は帰還を選択している。ここに内閣府原子力被災者生活支援チームという無法組織と、避難させたくない①政治家と②行政及び③メディアが、利権を共有して、事故は終わったと印象操作を行っている。

「①は自分の選挙区が無くなる、②は組織がバラバラになり仕事は増えて大変だ、③は視聴者がいなくなると企業として成り立たない。」という利害が共通しているための弊害が福島県内には存在している。

この理不尽な関係に翻弄され続けている発電所周辺の住民は、自己主張を阻まれた不幸な棄民とされている。

原告を支える会員の皆さんには、発電所周辺の住民を反面教師として、しっかりご覧いただくことで、明日の棄民にならないように備えていただきたい。

おわり

被害放置をとめるため、主権者として 事実共有の輪をどんどん広げたい

林 衛（福島原発事故による甲状腺被ばくの
真相を明らかにする会・富山大学ほか）

チッソと国に損害賠償支払いを命じたノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟判決は、「画期的」だと語られた。汚染した魚介類の喫食によって四肢抹消優位の感覚障害が原告たちに生じた蓋然性（寄与危険度割合あるいは原因確率ともいう）が90%以上で100%に近いと立証されているのだから、因果関係を認めないほうがおかしいのだ。ここには、水俣病患者を水俣病だと認める、つまり、被害を被害として認めるあたりまえの批判が画期的だとされるほど、いま日本の民主社会が陥っている「画期的」に深刻ととらえられるべき状況を反映しているのではないか。どのようにして、ただしていけるのだろうか。

判決を受け、伊藤信太郎環境大臣は、被害を訴える人に対して「胸の痛む思いだ」と繰り返し会見で発言していたものの、10月10日「科学の知見やこれまでの判決と相違している」などとして控訴した。

黒い雨を浴びた被爆者を被爆者だと認め被爆者健康手帳交付を命じた広島地裁・高裁の判決も「画期的」判決とよばれた。上告を断念した際の菅義偉内閣総理大臣談話（2021年7月27日）にも、「原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら」とありながら、「判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難い…とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れない…」と「科学」が登場する。

「多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状」「胸の痛む思い」があるにもかかわらず、あたかもそれを否定して被害を放置するための「科学」があるかのようである。

筆者も加わる「福島原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会」が問い、具体的に解明してきたのも、あたりまえの判決を「画期的」だとさせている、そんななにか言い訳のように

登場している「科学」のおかしさ、異常さ、被害放置の手口であり、ブックレット第4号（p 9 写真）でも詳解されているので、井戸川裁判でも活用してほしい。

放射線被曝によって小児・若年性甲状腺がんがいち早く増えるのはチェルノブイリ原発事故などによって周知の事実だ。福島原発震災を招いた東京電力と日本政府の「過失」によってまき散らされた放射性ヨウ素被曝のあと、小児・若年性甲状腺がんが多発しているにもかかわらず、被曝と多発の因果関係をあいまいにする議論が福島「県民健康調査」検討委員会や UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）によって続けられている。水俣病裁判同様、環境省研究費を受けた研究者が加害を認めず、被害放置につながる主張をしている。

とはいえ、小児・若年性甲状腺がんが多発している事実は否定できない。そのため、被曝線量の推計方法をいじくって、線量を過小評価する手口をとっている。線量が低いから統計的に有意になるほどの多発は生じないだろうから、生じている多発の原因は被曝とは別のなにかだとする論法だ。治療しなくてもよいがんを過剰診断によって多数みつけているのではないかとの議論もあるが、臨床的には過剰診断を避ける経過観察重視の手法がとられている。となると、原因不明の多発が残ることとなる。ところが、ブックレットにあるとおり加藤聡子らによる解析では、過小評価された UNSCEAR 線量であっても発症率とのあいだに見事な直線的な相関がみいだせる。その相関は、甲状腺がんの被曝起因性は明らかであり、その直線の傾きからチェルノブイリ事故とくらべ福島原発事故では数十倍の線量過小評価がされているのを意味する。

福岡、東京、名古屋、大阪と各地方裁判所で本人尋問進行中の HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン薬害訴訟では、ワクチン接種による副反応への対応が求められると原著論文を書いた統計学者、病理学者、臨床医師らが2023年夏から秋に続々と証言台に立ち、原告ら主張を裏付け、被告製薬会社代理人を圧倒した。被告側は他原因を排除できていない原告の主張は失当だと主張するが、疫学的には他原因はむしろ接種を禁忌すべき危険因子かもしれないというわけだ。

専門家証人尋問に続く本人尋問では若い原告たちが、子宮頸がんが予防できると厚生労働省が勧めたワクチンを少女時代に接種したため自身の日常生活や将来の夢が奪われただけでなく、家族も巻き込んでいる副反応の実態を証言している。原告らは決して反ワクチンではなく、ワクチン改良や検診充実によって子宮頸がんを減らすことと副反応を減らしたり治療法を確立したりすることは両立可能だ、そのため心因性だなどと決めつけず私たちの身体をよく診てくださいと、つまり、医学の常道に沿った主張をしているのだ。原告の多くが匿名のまま発言せざるをえないのも、各地原発賠償裁判での本人尋問、311子ども甲状腺がん裁判の意見陳述と重なる。

1960年代、熊本、新潟での水銀被害も、明治期に始まっていた富山のイタイイタイ病被害（三井金属神岡鉱山がおこした鉱毒事件）も、四日市コンビナードがもたらす被害も、そのほか身近な都市圏の水や空気の汚染などもみな「公害」だとする概念が共有され、加害行為をとめよう、被害者を増やすな、救済せよとの世論が戦後民主主義のなかで高まり、被害者が事実を語る

のを励まし、解決に向け共通の大きな一歩が踏み出された。

被害放置のためのまちがえた「科学」がもたらすのは、原因不明の病気の多発である。三井金属神岡鉱山による鉱毒事件では、明治期に漁業、農業被害から始まり、厚労省推計でもイタイイタイ病患者は明治末に発生、発症ピークは太平洋戦争中である。戦時下、越中の民が鉱毒をとめよう訴えても、非国民だと三井に追い返されたという。田中正造らの活躍で知られる足尾銅山鉱毒事件と比肩される明治起源の鉱毒事件なのに、戦後経済成長の矛盾だとの印象が強いのは、四大公害病として学校で学習するためであり、経済成長期に「公害列島」が社会問題となり裁判がおこされ、原告が勝訴するまで被害が放置されてきた裏返しだと気づかされる。

近畿訴訟判決に続く2024年3月22日のノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟判決では原告144人全員を敗訴（そのうちの原告25人については水俣病と認められるとしたが、不法行為から20年経過すると賠償請求権が消える「除斥期間」を適用、つまり、気づくのがあるいは訴えるのが遅かったと敗訴）とした。4月18日の同新潟訴訟判決では、除斥期間は「正義・公平の理念に反する」「原告の症状は提訴の20年以上前に生じていて期間をすでに過ぎていたが、差別や偏見のために賠償請求する権利を行使することは困難だった」として適用せず、原告47人のうち26人については水俣病と認めたが、19人は水俣病罹患を認めなかった（公健法で水俣病と認められていた2人については判断せず）。

三つの判決をわけた要因として大きいのは、原告の状況のちがいでではなく、「除斥期間」適用に加え、汚染した魚介類の喫食が四肢抹消優位の感覚障害をもたらす因果関係に90%以上の蓋然性があるのを高度の蓋然性と認めるかどうかの裁判官の恣意的判断だといえる。その結果、医師によって水俣病だと診断された患者の症状が、裁判官によって否定され、原因不明の被害の多発が残される。豊かな自然の恵みが汚染され、知らぬ間に食べさせられた曝露時点ですでに被害が生じているのだから、関連症状が被害であるのもまた当然ではないか。それがわかるからこそ、環境省が続けてきた被害放置手法によって「胸の痛む思い」に大臣自らもさいなまれているのにちがいない。この事実私に私たち民主社会の主権者こそが気づいて、学問的・倫理的におかしいぞともっと声を上げたい。

6月22日に大阪高等裁判所で結審を迎えた原発賠償京都訴訟は、裁判所外周パレードやアピール行動のなかで、毎回「司法に正義を」「裁判官に勇気を」「忬度判決



お断り」などと繰り返してきた。

井戸川裁判が提起するのも、福島原発震災前に約束されていたはずの原子力防災に関するルール、被曝影響に関する科学事実が、原発震災発災後に「ウソ」や「策文」（準備書面に登場する井戸川原告による造語）によって、あいまいにされたり、ないことにされたりしている問題だ。汚染も被曝も被害となるので避けるべきであったのが、汚染や被曝が生じたとともに被害が生じていないことにされてよいわけではない。なにが反故にされ被害放置をもたらしているのか、井戸川裁判の準備書面には重要な提起が詰まっている。みんなで読み込んでいく価値が本人訴訟となって高まっていると感じる（提出前の読み込み、ブラッシュアップ作業への協力者ももっと必要かもしれない）。

1960年代、70年代より被害を認めない手口が強化、国際化されている面もある。新たな共通理解による連帯を再び広げ、人権を守る科学、法理、世論を高めるために今後も、探究と共有を継続していこう。

なぜ福島の甲状腺がんは 増え続けるのか？

UNSCEAR報告書の問題点と被ばく の深刻な現実

Cancer 2023, 15, 4383

Area Dose-Response and Radiation Origin of Childhood Thyroid Cancer in Fukushima Based on Thyroid Dose in UNSCEAR 2020/2021: High ¹³¹I Exposure Comparable Chernobyl

Toshiko Kato ^{1,*}, Kosaku Yamada ² and Tadashi Hongyo ³

Simple Summary: After the Fukushima nuclear power plant accident in Japan on 11 March 2011, thyroid ultrasound examinations (TUEs) were conducted as part of the Fukushima health management survey (FHMS) by the Fukushima Medical University (FMU) on all residents aged 18 years at the time of the accident. The results showed a dozens-fold increase in thyroid cancer detection (97% papillary thyroid cancer, PTC) compared with the expected incidence from the cancer registry. More than 350 thyroid cancer patients endured poor health, being unable to disclose that they had PTC as a result of the official stance that the nuclear accident caused no health effects. Without any international recognition of at least one adverse health effect of radiation exposure, the situation experienced by patients in Fukushima might be experienced by people exposed in the next nuclear accident. Young patients should be able to undergo appropriate operations and receive the most efficient treatments with sympathy and support from both government and society.

国連機関による
被ばく 過小評価の真相

マスメディアでは報道されない
福島の現状と避難者の
健康レポート

福島原発事故による 甲状腺被ばく の真相を明らかにする会

なぜ福島の甲状腺がんは増え続けるのか？ UNSCEAR報告書の問題点と被ばく の深刻な現実

第Ⅰ部 福島原発事故による被ばくと甲状腺がん

- 1 福島原発事故による被ばくに関する UNSCEAR 推定値と1,080名実測値および低線量被ばくについての考察 本村忠志)
- 2 みんなで知ろう
簡単解説 福島甲状腺がんは原発事故による被ばくが原因(加藤聡子)
- 3 論文解説: 福島の小児甲状腺がんと UNSCEAR 甲状腺線量との間の地域線量反応と被ばく起源(加藤聡子)
- 4 UNSCEAR 議長への手紙とその返信(田口茂)
- 5 小児甲状腺がん多発の原因は福島原発事故(大倉弘之)

第Ⅱ部 福島の声、避難者の声

- 1 避難指示解除が進む地域の現状
マスメディアでは報道されない高放射線量が続いている(黒田晋秀)
- 2 福島第一原子力発電所爆発事故による低線量被ばくリスクの体現(福島繁子)
- 3 被ばくによる健康被害と向きあっている(るる)

第Ⅲ部 放射線被ばくを避けることは基本的人権である

- 1 ICRP Publication 146 批判(山田耕作)
- 2 トリチウムを含む福島原発放射性廃液の海洋放出に反対する(山田耕作)



冊子体直販



PDF版

2024年5月販売開始のブックレット 第4号。311子ども
甲状腺がん裁判のイメージカラーグリーンを表紙に配置。
★紙の冊子体直販フォーム(明らかにする会) <https://x.gd/CFHIq>
★PDF版購入サイト(耕文社) <https://www.yondemill.jp/labels/>

～避難計画必要とする発電所は、即刻やめるべき～

なくそう原発・新潟市民ネット

五十嵐政晴

新潟県から来た五十嵐^{いからし}です。漢字は五と十と嵐です。普通は「いがらし」と読みますが「いからし」です。濁りません。新潟県は「いからし」と濁らない人間が主流です。

私は今まで、反原発活動の「なくそう原発新潟市民ネット」の一員として、毎週金曜日に活動してました。今日は雑誌「週間金曜日」の記事を見て、東京まで行こうかと思ってやってきました。まあ、原発なんてのは非人道的な施設であり、被爆労働する人間がいなけりや運転できない、非人道的代物なんであり、でまた、避難計画を考えなければ運転できないような代物なんです。そもそも避難計画を考えなければならぬような発電所なんか、即刻やめるべきなんだと私は思います。

また電力会社は、事故を起こした後「私たちは福島第一原発の反省に基づいて、これこれの施設で対処をしています」と言うけど、そんなのは福島事故に対しての対処であって、それが根本的な絶対安全な対処であるということを伏せて（言わないで）CMを流していたし、またある時は石坂浩二氏を使って「原発はクリーンエネルギーです。発電時に放射能排出しません」というけれども、そんなものは、なんだというのか。

確かにCO2を排出しないかもしれないけれど、放射性廃棄物、放射能は排出し続けるし、その処理方法をまだ人類は手にしていないという、重大な事実が伏せられている。詐欺師みたいな電力会社なんだ、電力村の人間たちなんだ。

おまけになんていうか、去年の話になるけれども、放射性廃棄物を、漁業者の了解なしにいかなる処分もしないと約束していた。その文書の約束を平気で破れるのはひどい人間たちなんだ。

そのひどい人間たちは、東京地裁とか東京高裁では、想定外だということで責任を逃れる無罪判決を受けている。最高裁でもなんかそんなことになりそうになる。「すみませんですめば警察いらない」という言葉があるんだけど、電力会社の人間、原子力村の人間たちは「想定外ですめば警察いらない」という、そういう感覚・感性の持ち主らしい。そんな人間は、例え法的責任を逃れたとしても、道義的責任を逃れることはできないし、「能々と一生を終えると思うな」と、それが私の一言です。

書き起こし：中村宜文

報告集会

ごあいさつ

本会共同代表 木村 結

皆さん、こんにちは。木村結（ゆい）でございます。

前回ちょっとお休みをさせて頂いたのは、私はそそっかしくせっちなもので、転んで右の膝のお皿を割ってしまって。今もなかなか予後がうまくなく、頑張っ歩いております。しゃべる分には何の影響もありませんので、いつものようにしゃべっていきたいと思います。

えっと今日、大事なことをちょっと2つ3つお話をしたいなと思っています。

井戸川さんも訴訟の中で、ねほりはほり、いろんなことを東電の代理人に言われましたよね。原発の被害者訴訟は30件近くあって、ご存知だと思いますけれども、その訴訟の東電の代理人っていうのは巨大法律事務所で、時給うん万円も払っているような代理人弁護士がいっぱい関わっています。

被害者訴訟の中では原告が、今日の井戸川さんがなさったように意見陳述をして、自分が3.11の前はどういう暮らしをしていて、その3.11で自分の暮らしがどうなったかっていう話をします。すると、東電の代理人は、その人たちに対して「そんなにお金が欲しいのか」とか「あなたは今までいくらいくらもらいましたよね」みたいな、もう10数年経っている、その積算の金額を言って「まだそれでもお金欲しいのですか」とかですね。それから「あなたは離婚したって言うけれども、事故の前からその要因はあなたの家族にあったんじゃないですか」とかですね。

それから、子どもがすごいいじめにあって、遠くの移転した学校でいじめにあったという話を、実際にその子が原告に立って意見陳述をした後に、「そのいじめの原因はいじめる人だけじゃないですよ。いじめられる側にも原因はありますよね」みたいなことを東電の代理人が言う。原告として東電や国を相手取って立ち上がった人たちに対して、もう、ものすごい、これでもかっていう仕打ちをする。

もう本当に許されないようなことをしているんですね。ですが法廷の中のことというのはほとんど外では語られません。なので、もし皆さんが他の裁判を傍聴された時にそういう言動があったら、ど



このどの代理人がどういうことを言ったのかを、ちょっとメモして私に送っていただきたいんです。というのは、私はずっと30数年、東京電力を相手に、東京電力の株主総会で脱原発のための提案をずっとしてるんですね。で今回、6月26日に開かれる株主総会の時に、東電が言っているコンプライアンス、例えば「皆さんに寄り添う」とか「正しく清く」みたいな東電が皆さんと約束する話ですが、その中に全く含まれないようなひどい言動を東電の代理人がしているっていうのを東京電力としては許してはいけない、という提案を今度するつもりなんです。そのネタを今集めてますので、是非、教えていただきたいんですね。

それで、今日の井戸川さんの様子を見ていても、やはり原点ですね、自分が双葉町の町長だった時に東電がどういう説明をしたか、どういう約束をしたかに常に立ち戻って、その約束を果たしてもらうこと。それから3.11の事故の時にどういう風に動いたかということ。そこがやはり井戸川さんの原点になっていると思います。やはり、原点と原則とを私たちは忘れずに、東電や国がなし崩しにいろんなことしてきますけれども、やはりなし崩しにすることを許さずに、常に原点に立ち戻って原則を貫く、そういうことが大事かなという風に思います。

それでもう1つは、柏崎刈羽の状況です。皆さんもご存知と思いますが、7号機にもうすでに燃料棒が、トラブルがあったにも関わらず半分以上装填されてしまいました。で、福島もそうでしたけれども、あの福島の事故があったからですね、国は30km圏内の市町村に避難経路とか避難設備、そういうもの全てを自治体に全部丸投げしているわけです。30km圏内の自治体は、避難経路を確保するとか避難計画をきちんと出すとか、そういうことをしなければいけないにもかかわらず、今回、柏崎刈羽の地元の同意も得ずに、燃料棒装填を始めました。そのため、地元の30km圏内の自治体の議員たちが、昨日（4月23日）記者会見をしたんです。その記者会見の内容は、30km圏内に避難経路などを義務づけるのであれば、燃料棒を入れたり再稼働のオクケーを出すのはその30km圏内の自治体全ての同意が必要ではないかということ。だって当たり前ですよ、事故が起きた時に30km圏内の人たちは逃げなきゃいけない。福島でも逃げなければいけなかったし、もっともっと、それ以上になる可能性もあるわけですから。そういう自治体の議員たちを、やっぱり私たちも応援して、柏崎刈羽を絶対に動かしてはいけない。それは本当になぜかって言うと、東京電力がああ事故を起こしたんですね。ですから事故を起こした東京電力がもう1つ柏崎刈羽に原発があるからと言って、安易に柏崎刈羽を動かすようなことをさせてはいけない。やっぱり私たちはあの福島の事故を見たわけですから、柏崎刈羽も絶対に動かさないということで、新潟の人たちに是非連帯して、一緒に戦っていただきたいという風に思います。

あともう1つあるんですね、ごめんなさい長くなって。今日の裁判の裁判長は、まあ「おはようございます」も言いますし、私は礼儀正しい方だなという風に思います。ただ、拍手はやめてくださいって彼は言ったんです。「拍手なんかどうでもいいじゃないか。拍手くらいさせてよ。笑い声くらいいいじゃないか」って私も実は思います。でも、この裁判は井戸川さんの裁判、それを私たちは応援しているんですね。傍聴者は井戸川さんの裁判の応援者なんです。ですからできれば、拍手をやめてくださいと裁判長が言うならば、私たちは拍手はしない、そういう態度を見せた方がいいんじゃない

いかなと思うんですね。

実は、刑事裁判を私も最初のうちはずっと傍聴していましたが、起立はしない、帽子はかぶったまま、お辞儀をしない、そういう人が特定何人かいたんです。でそれはやっぱり被害者の人たちを応援する立場の傍聴者が、やってはいけないのかなと思いました。私は、ある集会で元裁判長の樋口秀明さんとお話をしたことがあり、どうなのって聞いたことがあるんですね。そうしたら樋口さんは、いや僕は全然気にしないよって言うんです。「声を立てて笑おうが、拍手をしようが、僕は気にしない。でも中には気にする人がいてもしょうがないだろうと思います」とのこと。やはり、私たちは井戸川さんを応援するということで、裁判長の言うことを聞けということではないけれども、やはり応援団として、ルールを守っていこうかなという風に思います。以上です、ありがとうございました。

書き起こし：中村宜文

たんぽぽ舎【TMM:No5018】2024年5月8日(水) 地震と原発事故情報—
より、富塚元夫さんのご報告を転載させていただきます。

国はウソから事故（東電福島第一原発）に至らしめ、 そのウソを隠すために事故後の対応にはもっと多くのウソをついている

4/24 「民をだまし大地と海を汚した東電と国の責任を問う」
井戸川裁判(福島被ばく訴訟)第28回口頭弁論に参加して

富塚元夫（たんぽぽ舎）

◎ 4月24日(水) 10時過ぎに103号法廷に入りました。前回と同様原告席には井戸川さんが一人だけで座っておりました。

傍聴席は徐々に増えて70人以上になりました。被告席には東電・国側弁護士が10人以上いました。裁判長が交代したため弁論更新が行われ、原告の井戸川さんは、第34、35、36（その1）準備書面を提出して、20分の陳述を早口で行いました。

◎ 12時30分から衆議院第二議員会館多目的会議室で行われた報告会には80人以上が参加しました。

口頭弁論と報告会のあいだに進行協議が行われました。弁護士なしで本人尋問は可能か聞いたら、裁判長が尋問するので可能という返事があったそうです。被告は反対尋問はしないと答えたそうです。

◎ 井戸川さんは報告会で、第34、35、36（その1）準備書面の要旨を配布して2時間以上説明しました。

第34準備書面は前年11月29日に行われた現地進行協議の記録及び補充資料を説明したものです。

進行協議は双葉町で行われたので、放射線管理区域に入るにあたり、裁判官に対し井戸川さんが管理区域の説明をし必要な装備（タイベック、長靴）をお願いしたそうです。

進行協議に期待したのは、裁判官に双葉町の現状を見てもらって、原発事故によって町を失うとはいかなることか、ウソによる国富の喪失と町民の人生破壊（生業、家庭の崩壊・喪失）を実感してもらうことでした。

◎ 第35準備書面は、いかに東電・国が、原告（双葉町）の原発の安全への信頼を嘘で裏切ったか述べたものです。

ウソとは東電が「止める」「冷やす」「閉じ込める」の公約を守らなかったことです。

この公約には原発を壊さない対策の一つである、全電源喪失対策とテロ対策が含まれますが、実際には行わず、公約の監視人である政府・経済産業省は無責任で怠惰なため事故に至らしめたものです。

◎ 2008年9月当時の小森所長ら幹部が福島第一原子力発電所第二応接室で津波対策の秘密会議をして、「対策は不可避」という結論を出しながら、双葉町にはウソをついていたのです。

福島第一原発3号機にプルサーマル導入を求める会議に、国と福島県は議題から津波問題を外すという策略を用いて、福島県原子力安全確保技術連絡会議と原発所在四町会議において、プルサーマル導入を決めたのです。これは詐欺です。

◎ 平成22年度（2010年）浜岡原発総合防災訓練では、菅直人首相が歴代の首相と同様に原災法（原子力災害対策特別措置法）に従い緊急事態宣言発出及びEPZに決められている10km以内の住民避難指示を、官邸地下の危機管理センターにおいて、関係閣僚、関係職員、およびマスコミの前で宣言していた。

時を置かず、政府原子力災害対策本部を立ち上げて、同時に政府原子力災害現地本部長に権限の一部の委任を行うことになっていた。

しかし、2011.3.11事故では原災法に基づく緊急事態宣言をしておきながら、菅直人政府災害対策本部長は、政府現地災害対策本部長に権限の委任を行わず、指揮系統を乱し、現地に設けるはずの合同対策協議会を無いものにして、発電所周辺の自治体を排除し、防災訓練の実績および事故対応マニュアルを無いものにして、事故対応の指針を乱し、混乱をもたらした。

そして、代わりに無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を設立し、20ミリシーベルトという作為の強制をした。

炉規法に告示されていた1ミリシーベルト基準の20倍の被ばくの強制にたいし損害賠償させなければならない。

◎ 第36準備書面その1では、被告国の第28準備書面に対し反論を行っています。

国は「訓練で実施していた合同対策協議会の設置が出来なかったのは周辺6町の内5町が参加しな

かったためである」と主張しているが、原子力保安検査官も原子力防災専門官も逃げ出して、招集をかけなかったことを隠蔽している。

「現地オフサイトセンター換気設備の不備のため内部の放射線量が上昇し、危険な状態になったので、福島市に移転した」というのは、設備点検管理の不備の言い訳であり、また「放射線モニタリングを行わなかった」のは意図的な放射能隠しであり、許されない不作為行為である。

総じて、国はウソから事故に至らしめ、そのウソを隠すために事故後の対応にはもっと多くのウソをついている。

次回、井戸川裁判(福島被ばく訴訟)の口頭弁論期日は7月17日(水)です。皆様のご参加をお願い致します。

『東京新聞』(2024年5月25日)

今日の名言

ときばなし
お伽話の無い生活ほど、寂しい生活は無い。



東京電力福島第1原発が立地する福島県双葉町。2011年3月に起きた過酷事故の恐怖と混乱の中、住民を導いて埼玉県加須市内に役場と避難所を構え、今も「福島復興」という名の国策に抗い続ける元町長が主人公だ。

「原発事故を背負った井戸川克隆という『怪物』の正体を調査報道の延長線で暴こうと格闘した軌跡です」

2年前に独立するまで毎日新聞記者だった。12年、原発事故後に行われた福島県民の被曝健康影響調査を巡り、有識者委員会の直前に健康被害を否定する口裏合わせをしていた「秘密会」をスクープ。その後、原発行政や事故後の隠蔽とウソを暴くため情報公開制度も使い、自分が探偵役として真相に迫る「調査報道」の本は8冊に上る。そして今回初めて主役を立てて描くノンフィクション作品に取り組んだ。

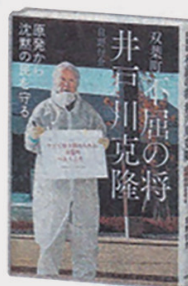
元町長の闘志と苦悩

ジャーナリスト 日野行介さん(48)

事後、双葉町が県内の除染で生じた汚染土を一時保管する中間貯蔵施設を受け入れる中、元町長は反対の協議会を主宰。毎月、加須の事務所には故郷を失った仲間が10人ほど集まる。自身は19年春から通い、静聴した。

会合は被災者政策の欺瞞を学ぶ場でもあるが、いつも元町長の独演に終わり、誰一人闘おうとしない。それでも決して仲間を見捨てない元町長を「双葉の長」、慕ってくる彼らを「家臣たち」と呼ぶ。「避難指示解除となっても避難者ではなくなり、かといって帰還もできない。『旧町民なんだよ』と突き付ける苦悩も印象的でしたね」

元町長が起した国賠訴訟について足尾鉋毒事件を闘った偉人、田中正造を反面教師とするのも同感した。「大挙上京請願活動の『押し出し』を繰り返し、谷中村も村人も消えた。町民を消耗戦で疲れさせたくない、俺一人でもいいと。孤高の不屈の闘志が過小評価されていると思います」(野呂法夫)



平凡社
2420円

著者は語る

●双葉町不屈の将 井戸川克隆
原発から沈黙の民を守る

アンケート紹介

第28回口頭弁論・報告集会 2024年4月24日

アンケート 53枚回収 会員37枚、非会員16枚

※1 本日の口頭弁論を傍聴されていたら、法廷でのやり取りを含めて感想をお書きください。

- 良く聞こえなかった（非会員）
- 裁判官は、まあ公平、少し期待できるかな、と思いました。（非会員）
- ちょっとコマ切れで、こっちで説明してくれると思って（非会員）
- 井戸川さんひとりしかいなかったので話しづらそうだった（非会員）
- 井戸川さんが弁護士なしで闘っていると経産省前のテントの人に聞き今回はじめて裁判に参加しました。（非会員）
- 今回初の傍聴でした。井戸川さんの心からの想いが伝わりました。（非会員）
- いつも通りでした。（会員）
- 原告よくききとれなくて残念（会員）
- 井戸川さんの発言が早口なので聞きとりにくかった。（会員）
- 東電側の主張が「うそ」と発する根拠が良く分かる。双葉町の住民の思いを発している様で。（会員）
- 毎回の口頭弁論を聞いて感じるのだが法廷での裁判長、原告、被告の声が良く聞きとれないのが気になる。（会員）
- 拍手について、再三裁判長が注意、ちょっとひかえたら。携帯で中断は反省した方が良い。（会員）
- 被害にあった、ご本人からの訴えが、心に残りました。（会員）
- 井戸川さん、マイクが遠くて、声がよく聞こえませんでした。（会員）
- 井戸川さんの思いのたけを話されたという感じで、もっとハッキリきこえたら、もっと良かったように思いました。（会員）
- あまり良く聞いてなかったので、感想らしい感想はない。ほぼ満員になったのは良い。その他、よく聞こえなかった。早口だった、等のご意見がありました。証言時間20分の制約の中での発言となり、焦りもあったかと思われます。

※2 原告 井戸川克隆さんの報告について

☆内容が だいたい解った 19 よくわからなかった 6

- 声が小さいので、マイクを近づけてほしかった。（非会員）
- 裁判官の経歴等を調べておられるのか？（非会員）
- 主権は国民！！と私もよく言いますがあまり相手にされません。井戸川さんよく言って下さった。主権者には責任も伴いますから原発を止める運動を続けるべきです。（非会員）
- どうして弁護士さんを（会員）
- 早口すぎて、ききとれない。（会員）

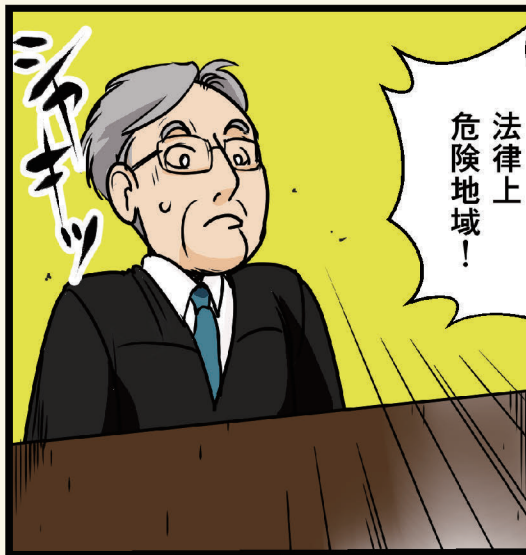
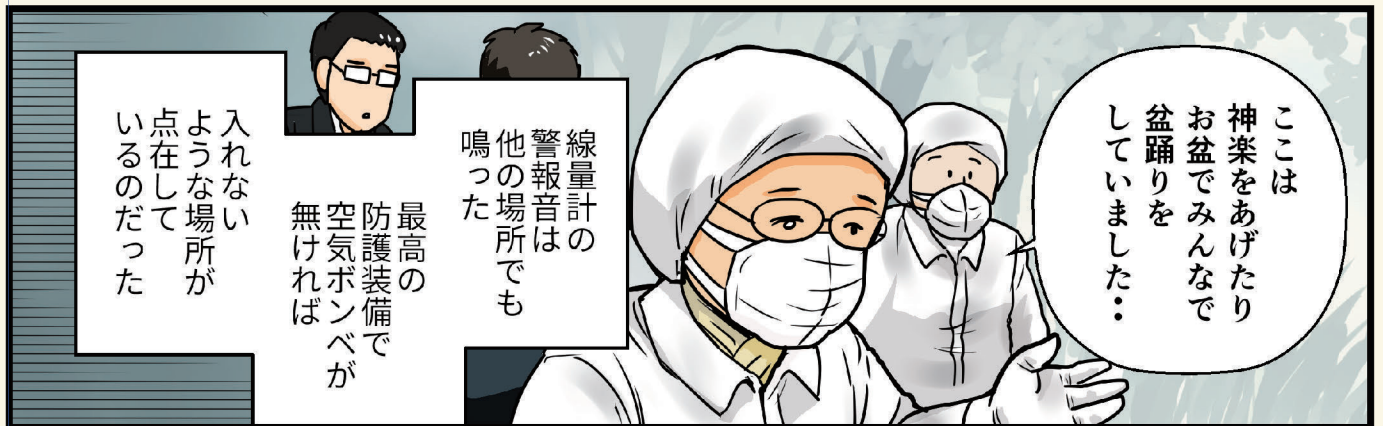
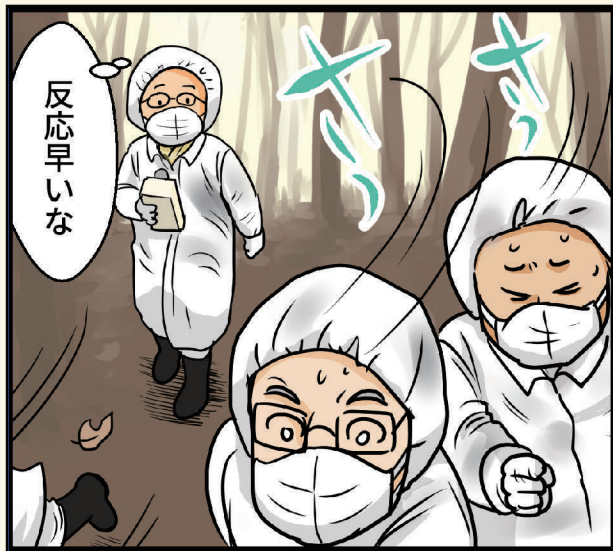
- ・良く聞きとれなかった。(会員)
- ・弁護士さんがついていないので少し心配です。仕事量が多すぎてご負担ではないかしら。(会員)
- ・まだまだ理解不足です。でも、根本的な所は、何とか分かり、当時の各種の現場での不作為、任務懈怠をしっかりと指摘出来、しているのは井戸川さんしかいないことは、よく分かります。貴重な訴訟と思います。

※3 裁判について思うところをお書きください

- ・東京電力・国および関係機関が原発事故の時、対策を何かやったのか、何をやらなかったのか、はっきり知らせて欲しい。町長だった井戸川さんだからこそ、知る真実をすべて出し切ってほしいと思います。(非会員)
- ・まともな判断をしてもらいたい 地方自治の意味 (非会員)
- ・長い裁判になっていますが、勝利まで頑張って下さい。
- ・今回は他の裁判公判日の配布チラシで知りました。今後の公判日程はメールでご連絡をお願いします。沢山の過去の証拠大切で。今になって活きている事がよく分かりました。(非会員)
- ・今までも長い裁判でしたが、この先も長くなるように思います。井戸川さん、支える皆さんの健康にご留意ください。(非会員)
- ・井戸川さんがお一人になっているのが少し心配です。何か法律的なことで手伝える方が居ないのかと思います。(会員)
- ・私も多くの裁判を傍聴しましたが、代理人がいない裁判 (会員)
- ・正義は勝つで、がんばって下さい。(会員)
- ・法廷での発言が、良く聞きとれない。(会員)
- ・20分でも原告の思いを聞くことができました。傍聴者としては、ありがたい。(会員)
- ・代理人がいなくなり、井戸川さんが思う存分発言されている事に心から応援します。くれぐれも体を大切に戦って下さい。(会員)
- ・裁判官は、あほう学部出身者。そんな人間に数式を持ち出してもダメ。現場検証が、勝利の力である。(会員)
- ・井戸川さんが、1人で戦われると、知り、これは大変だ、と久しぶりに、来ました。支えておられる方々の多さ、熱心さに頭が下がります。ありがとうございます。(会員)
- ・前回 (1/17) 欠席したため、古川弁護士解任とはしなかったが、記事は読んでいた。一人で公判を維持するの大変ですが、応援しています。(会員)

あとがき

事故前と事故後のズレ！ 何が変わり何が変わらなかったのか？ 絶対安全！と避難計画！と工場ができますよ！ 事故発生で避難必要！ 避難計画作成して下さい！ いつ、帰宅できるかわかりません！ 東電福島原発事故で、根こそぎされた人々！ その生活保障できてるか？ その実例を十数年見続けながら、再稼働！新設！をギロンする、ギロンできる不可思議！ 事故発生源会社は国の庇護の下、不動の存続？ 蹴散らされた生活者は… 会社！国！国民！ 基本的人権の尊重!? 国民主権!? 平和主義!? 最高法規の憲法??? 三権分立???? (沼尾)



井戸川裁判 福島被ばく訴訟

第29回 口頭弁論のお知らせ

日時：2024年 **7月17日** (水) 10時30分開廷

場所：**東京地方裁判所**（103号法廷）

（9時30分より地裁前において **事前小集会** を予定しています）

（傍聴希望者は10時迄に、定数を超える場合抽選になります）

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」A1出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩1分
「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

報告集会

会場：**衆議院第一議員会館**（大会議室）

受付：11時30分～ 開会：12時30分～

報告者

原告：井戸川克隆

●議員会館の入館証配布は11時15分からです。



↓報告集会終了後、総会を開きます↓

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会
第9期 総会 2024年7月17日(水) 14時30分～
会場：衆議院第一議員会館 大会議室

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会